

○厚生労働省令第九十七号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号)の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生労働省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十四年六月二十九日

厚生労働大臣 小宮山洋子

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生労働省令の整備に関する省令

(健康保険法施行規則の一部改正)

第一条 健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第二十六号)の一部を次のように改正する。
第百十四条第二項中「外国人に」を「出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三各号に掲げる者に」に、「外国人登録証明書」を「旅券その他の身分を証する書類」に改める。

(職業安定法施行規則の一部改正)

第二条 職業安定法施行規則(昭和二十一年労働省令第十二号)の一部を次のように改正する。

第十八条第三項第一号八中(外国人にあつては、外国人登録証明書。以下同じ。)の写しを「(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者にあつては住民票の写し(国籍等)(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十二号)第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下この号において同じ。))及び在留資格(出入国管理及び難民認定法第一条の二第一項に規定する在留資格をいう。))を記載したものに限る。とし、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者にあつては住民票の写し(国籍等)及び同法に定める特別永住者である旨を記載したものに限る。とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三第一号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。以下同じ。」に改める。

(採録士法施行規則の一部改正)

第三条 採録士法施行規則(昭和二十三年厚生省令第三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号中「戸籍抄本若しくは」を「若しくは戸籍抄本又は」に改め、第四項の下に「(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者については、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等)を加え、又は外国人登録証明書の写し」を「(出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し。第四項第一号において同じ。)」に改め、同条第四項第三号中「戸籍抄本若しくは」を「若しくは戸籍抄本又は」に改め、又は外国人登録証明書の写し」を削る。

(医療法施行規則の一部改正)
第四条 医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第50号)の一部を次のように改正する。

第十二条の二第三項第一号中「外国人にあつては外国人登録証明書(の写し)」を削る。
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則等の一部改正
第五条 次に掲げる省令の規定中「外国人にあつては、外国人登録証明書(の写し)」を削る。

一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和二十五年厚生省令第21号) 第四条の四第二項第一号
二 労働安全衛生法及びこれに基づき命令に係る登録及び指定に関する省令(昭和四十七年労働省令第四十四号) 第一条の二第二項第二号、第一条の二の二の十六第六項第一号、第一条の二第一号、第三条第一号、第十二条第二号、第十九条の四第一号、第十九条の二十四の二第二項第一号、第十九条の二十四の二の十六第六項第二号、第十九条の二十四の二第七項第一号、第十九条の二十四の二第二十二項第一号、第二十二條第一号、第二十五條の四第二項第一号及び第五十三條第二項第一号
三 作業環境測定法施行規則(昭和五十年労働省令第17号) 第十七条の二第二項第一号及び第四十四條第二号

(引揚者給付金等支給法施行規則の一部改正)
第六条 引揚者給付金等支給法施行規則(昭和三十一年厚生省令第155号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「外国人登録法(昭和二十七年法律第百二十五号)」を「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号) 第四条の規定による廢止前の外国人登録法(昭和二十七年法律第百二十五号)」に改める。

(水産法施行規則の一部改正)
第七條 水産法施行規則(昭和三十一年厚生省令第45号)の一部を次のように改正する。

第十四条の二第三項第一号中「外国人にあつては外国人登録証明書(の写し)」を削る。
第十五条の二第一号中「外国人にあつては、外国人登録証明書(の写し)」を削る。
第十八条第二項第一号及び第三十四條第二項第一号中「又は外国人登録証明書(の写し)」を削る。
第五十六條の二第一号中「外国人にあつては、外国人登録証明書(の写し)」を削る。

(調理師法施行規則の一部改正)
第八条 調理師法施行規則(昭和三十一年厚生省令第46号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「若しくは住民票」を「又は住民票」に改め、「事項」の下に「(入)出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第301号) 第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者については、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等」を加え、「又は外国人登録証明書(の写し)」を「(入)出入国管理及び難民認定法第十九条の三に定める事項」に改める。
旅券その他の身分を証する書類(の写し)に改める。

(労働者年金支給規則の一部改正)
第九條 労働者年金支給規則(昭和三十一年厚生省令第17号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「又は外国人登録証明書」を削る。
第三条第二項第一号中「又は外国人登録証明書」を削る。

(薬事法施行規則の一部改正)
第十二條 薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第1号)の一部を次のように改正する。

第一百九十九條の七第七項第一号中「外国人登録簿」(昭和二十七年法律第百二十五号) 第四條の三第一項の登録簿(の写し)又は同項に規定する登録簿(の写し)を「住民票」(の写し)に改め、「(入)出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第301号) 第十九條の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者については、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等」を加え、「又は外国人登録証明書(の写し)」を「(入)出入国管理及び難民認定法第十九條の三に定める事項」に改める。

(雇用対策法施行規則の一部改正)
第十二條 雇用対策法施行規則(昭和四十一年労働省令第122号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号中「国籍」を「国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法第二条第五号に規定する地域」に改め、同項第四号中「第十九條第二項」を「第十九條第二項前段」に改め、同条第二項中「第二条の二第三項」を「第二条の二第三項前段」に改める。
第十二條第一項中「いずれかの」を「各号に掲げる外国人の区分に及び、それぞれ当該各号に定める」に改め、同項各号を次のように改める。

一 出入国管理及び難民認定法第十九條の三に規定する中長期在留者(以下この条において「中長期在留者」という)。同法第十九條の三に規定する在留カード(次項第一号において「在留カード」という)。
二 中長期在留者以外の外国人 旅券又は在留資格証明書(出入国管理及び難民認定法第二十條第四項に規定する在留資格証明書をいう。次項第二号において同じ)。
第十三條第二項中「(入)出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和五十六年法律第百五十四号) 第十九條第四項に規定する資格外活動許可書又は同令第十九條の三に規定する在留資格証明書を次の各号に掲げる外国人の区分に及び、それぞれ当該各号に定める書類」に改め、同項に次の各号を加える。

一 中長期在留者 在留カード
二 中長期在留者以外の外国人 旅券、在留資格証明書、出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和五十六年法律第百五十四号) 第十九條第四項の規定による資格外活動許可書又は同令第十九條の四第一項に規定する在留資格証明書
機第三号(後面)中「国籍」の次に「・種別」を加え、同様式(裏面)注7を次のように改める。
7 表面の記載に当たっては、在留カードを所持する者については①～④の欄は在留カードにより確認し、記載することとし、在留カードを所持しない者については①～④の欄は旅券又は在留資格証明書、⑤の欄は旅券、在留資格証明書、資格外活動許可書又は在留資格証明書により確認し、記載すること。
ただし、在留カードを所持しない者については①～④の欄は出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号) 第四十五條第一項各号に定める事項については、外国人登録証明書(の写し)を「(入)出入国管理及び難民認定法第十九條の三に定める事項」に改める。
旅券その他の身分を証する書類(の写し)に改める。

5 新雇保則第六條第一項の雇用保険被保険者資格取得届、新雇保則第七條第一項の雇用保険被保険者資格喪失届、新雇保則第十四條第一項の雇用保険被保険者氏名変更届、新雇保則第四百四十六條第一項第一号の雇用保険被保険者資格取得届光ディスク等提出用総括票及び同項第二号の雇用保険被保険者資格喪失届光ディスク等提出用総括票は、当分の間、なお旧雇保則の相当様式によることができる。

改正案	現行
<p>（販売従事登録の申請） 第五百五十九条の七（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 申請者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（日本国籍を有していない者については、住民票の写し）（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。）又は住民票記載事項証明書（同法第七條第一号から第三号までに掲げる事項及び同法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。）</p> <p>三（略）</p> <p>四（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>（販売従事登録の申請） 第五百五十九条の七（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 申請者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（日本国籍を有していない者については、<u>外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）第四条の三第二項の登録原票の写し</u>又は同項に規定する登録原票記載事項証明書）</p> <p>三（略）</p> <p>四（略）</p> <p>3（略）</p>